第 三 次 —五戸町国土利用計画

青森県 五戸町 平成30年3月

■■目 次■■

前	文1
第1章 田	打土の利用の現況と課題2
第1節	町土利用の現況
1	町土の概要 2
2	町土の利用状況 2
第2節	町土利用をめぐる基本的条件の変化及び取り組むべき課題3
1	人口減少による町土管理水準等の低下3
2	自然環境と美しい景観等の悪化3
3	災害に対して脆弱な町土4
第2章 田	町土の利用に関する基本構想5
第1節	町土利用の基本方針5
1	適切な町土管理を実現する町土利用5
2	自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用6
3	安全・安心を実現する町土利用6
4	基本方針を実現するための方策7
第2節	地域類型別の町土利用の基本方向8
1	都市的地域 8
2	農山村地域 8
3	自然維持地域9
第3節	利用区分別の町土利用の基本方向10
1	農地10
2	森林10
3	原野等11
4	水面・河川・水路11
5	道路
6	住宅地12
7	工業用地12
8	その他の宅地12

	9	公用·公共用施設用地13
	10	その他(低・未利用地)13
第3	章 甲	町土の利用区分ごとの規模の 目標及び地域別の概要14
第	1節	町土の利用区分ごとの規模の目標14
第	2節	地域別の概要15
第4	章:	前章に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要19
	1	土地利用関連法制等の適切な運用19
	2	町土の保全と安全性の確保19
	3	持続可能な町土管理及び町土の有効利用の促進20
	4	自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保21
	5	土地利用転換の適正化23
	6	町土に関する調査の推進24
	7	計画の効果的な推進24
	8	多様な主体による町土管理の推進24
資	¥	料 編25
	1	土地利用区分の定義25
	2	人口等の推移と目標年次における想定値26
	3	地域別町土利用の推移27
	4	国土利用計画(県計画)と市町村における土地利用の対比28
	5	利用区分ごとの町土地利用の推移29
	6	農地面積と関係指標の推移と目標30
	7	森林面積と関係指標の推移と目標30
	8	水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標31
	9	道路面積と関係指標の推移と目標31
	10	住宅地面積と関係指標の推移と目標32
	11	工業用地面積と関係指標の推移と目標32
	12	その他の宅地面積と関係指標の推移と目標33
	13	町土面積と関係指標の推移と目標33
	14	利用区分「その他」の内訳34

前 文

五戸町(以下「本町」という。)を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進展、地球温暖化への対応、住民意識の多様化など、あらゆる分野において大きく変化していることから、豊かな生活環境の形成と地域の活性化を図るためには、新たな自然的、社会的特性を踏まえ、文化・風土・歴史等を活かした土地利用施策を実行する必要があります。

このため、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第8条の規定に基づき、長期にわたって安定した均衡ある土地利用を確保することを目的として、青森県国土利用計画(以下「県計画」という。)及び『人とまちの活力で未来を拓く、共創(協創)の郷 ごのへ』を将来像に掲げる第2次五戸町総合振興計画 基本構想(以下「基本構想」という。)を基本とし、本町の区域における国土(以下「町土」という。)の利用に関する基本的事項を定めた五戸町国土利用計画(以下「本計画」という。)を策定するものです。

なお、本計画は、今後の社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 町土の利用の現況と課題

第1節 町土利用の現況

1 町土の概要

本町の位置は、三戸郡の東北部に位置し、東西約 20.7 km、南北約 18.6 kmにわたり 広がる北西・南東方向に長いほぼ楕円形の形状を成し、東は八戸市、西は新郷村、南 は南部町、北は十和田市・六戸町・おいらせ町と接しています。

本町の地勢は、戸来岳に水源を発し太平洋に注ぐ五戸川と、新郷村温泉沢に水源を発し馬淵川に注ぐ浅水川の2本の川が、ほぼ並行して町を貫流しており、この2つの川を挟んで集落が形成されています。

平坦部は、水利を得て水田が開け、奥羽山脈の東に発達した穏やかな丘綾地帯は畑や果樹園などに利用されています。

2 町土の利用状況

町土面積は177.82km²を有しており、その土地利用状況は、平成25年(2013)現在で農地(田畑)が29.2%、山林49.9%、宅地3.8%などとなっており、緑や自然が豊かな地理的特性を持っています。

また、道路・宅地が若干増加し、農地・森林が減少傾向にあります。

図表 土地利用の状況

	田	畑	宅地	山林	原野牧場	雑種地 その他	合計面積 (km²)
五戸町	12.6%	16.6%	3.8%	49.9%	4.1%	13.0%	177. 82

資料:平成25年度(2013)固定資産概要調書

第2節 町土利用をめぐる基本的条件の変化及び取り組むべき課題

1 人口減少による町土管理水準等の低下

本町は、八戸市に隣接し、通勤・通学に適した立地特性を有していることから、道路、 宅地等の都市的土地利用に対する需要が見込まれますが、国勢調査による人口推移をみ ると、昭和30年(1955)の27,562人をピークに減少傾向にあり、平成27年(2015) の総人口は17,433人となっています。

また、平成17年まで世帯数は増加傾向にありましたが、平成27年(2015)の世帯数は6,110世帯と減少に転じており、1世帯当たりの世帯人員についても2.9人と核家族化の進行がうかがえます。

こうした人口動態の変化は、町土の利用にも大きな影響を与え、市街地の人口密度 の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、低・未利用地や空き家等が増加し、 土地利用の効率の低下が懸念されます。

また、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下も懸念されています。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約を進めることも課題です。林業・木材産業においては、長期にわたって木材価格が下落するなど厳しい状況にあり、一部に必要な施業が行われない森林もみられます。

町土管理水準の低下などの町土利用の変化は、水源涵養機能の低下等を通じて、水の循環にも大きな影響を与えます。また、特に都市部における地籍整備の遅れなど、土地境界が不明確な状況は、土地の有効利用の妨げとなり得ます。さらに、都市部へ人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地の増加が想定され、円滑な土地利用に支障をきたすおそれがあります。

このため、本格的な人口減少社会においては、町土の適切な利用と管理を通じて町土を荒廃させない取り組みを進めることが重要な課題となっています。

2 自然環境と美しい景観等の悪化

人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す面もあるため、生物 多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現す る町土利用を進める視点が重要です。この観点から、過去の開発や土地の改変により 失われた良好な自然環境や生物の多様性を再生していくことが大きな課題となってい ます。

加えて、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、 今後、土地への働きかけの減少により、自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻 化、一部の侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知識 や技術の喪失等が懸念されています。 また、気候変動は、さらなる自然環境の悪化や生物多様性の損失に影響を及ぼすことから、自然環境と調和した持続可能な経済社会システムを構築することが必要です。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源の涵養や町土保全など暮らしを支える生態系サービス(自然の恵み)に大きな影響を及ぼします。このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた里地里山等を持続的に利活用することは、再生可能エネルギーの安定確保や健全な水循環の維持又は回復等を通じて、持続的で豊かな暮らしを実現する観点からも重要です。

また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進めることが重要です。

さらに、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村の 集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継 承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文 化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要です。

3 災害に対して脆弱な町土

東日本大震災をはじめとする自然災害の経験により、町土利用面における安全・安 心に対する住民意識が高まっています。

また、本町には、南北両側の比較的発達した丘稜をはじめ浅水川に注ぐ沢堰の沿岸に急崖地が多いため、崩壊地が多く、近年では、平成11年(1999)10月の豪雨による六角沢のがけ崩れ災害が発生していることから、雨の降り方の局地化・集中化・激甚化による、危険性と対策の必要性も改めて認識されています。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する町土利用への転換が急務となっています。

住民生活の安全・安心は、全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、町土利用においても、町土保全機能の保全に努め、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる町土の構築に向けた国土強靱化の取り組みを進めていくことが必要です。

第2章 町土の利用に関する基本構想

第1節 町土利用の基本方針

町土利用をめぐる基本的条件が変化する中で、「適切な町土管理を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用」、「安全・安心を実現する町土利用」の3つを基本方針とし、町土の安全性を高め持続可能で豊かな町土を形成する町土利用を目指します。

1 適切な町土管理を実現する町土利用

人口減少下においても増加している都市的土地利用については、行政、医療・介護、 福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地 の拡大を抑制します。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用する こと等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。

一方、集約化する地域の外側では、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取り組みを進めます。

農林業的土地利用については、優良農地を確保し、町土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止・解消及び効率的な利用を図ります。

また、町土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた 流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に関しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は計画的に行うことが重要です。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要です。

2 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する町土利用

本町が、将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域条件を踏まえ、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川における生態系ネットワークの形成を図り、住民の豊かな暮らしや地域づくりに資する形での活用を推進するとともに、町土を形づくり、住民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とします。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある町土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用したグリーンインフラなどの取り組みを推進します。

また、再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。

さらに、自然公園などの自然資源や、農山村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中で育まれた伝統や文化等を活かした雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山村など、様々な地域間相互の対流を促進するとともに、都市から地方への移住など人の流れの拡大を図ります。

これらに加え、美しい農山村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。併せて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取り組みを進めます。

その際、町土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏ま えつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の 調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取り組みを社会に浸透させ、自然環 境を保全・再生・活用する町土利用を進めます。

3 安全・安心を実現する町土利用

ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、 災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、災害の 特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮しつつ、土地利用を適切に制限する ことが必要です。同時に、中長期的な視点から、災害時に重要な役割が期待される公 共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促し、より安全・安心な地域への 居住を誘導する取り組みを進めることも重要です。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置や代替施設の確保に向けた取り組みを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保します。

その他、被害拡大の防止、オープンスペースの確保、雪に強いまちづくりの推進、 農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ町土保全機能の向上など、それぞれの 段階における取り組みを通じて、町土利用の面からも町土の安全性を総合的に高め、 災害に強くしなやかな町土を構築します。

4 基本方針を実現するための方策

(1) 複合的な施策の推進と町土の選択的な利用

今後、人口減少や財政制約が継続する中で、全ての土地について、これまでと同様に管理することは困難になることを想定する必要があり、特に、町土を荒廃させない取り組みを進めることが一層重要となります。

町土の適切な管理は、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、持続 可能な地域づくりにも効果を発揮します。今後は、自然と調和した防災・減災の促 進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、町土に多面的な機能を発揮 させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、町土の適切な管理 を行うことが必要です。

また、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じた管理コストを低減させる工夫とともに、森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで町土を荒廃させず、最適な町土利用を選択するよう努めます。

(2) 多様な主体による町土管理

これらの取り組みは、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、 地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。 このため、地域住民や地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理 のあり方等について検討するなど、地域主体の取り組みを促進することが重要です。 このような地域による取り組みを基本としつつ、町土の多面的な価値に応じた公に よる管理と合わせ、水資源や農林資源など、良好な町土の恵みを享受する都市住民や 民間企業等の多様な主体の参画を進めます。

急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、住民一人ひとりが町土に関心を持ち、町土管理を進めることが、一層、重要となります。

第2節 地域類型別の町土利用の基本方向

都市的地域、農山村地域及び自然維持地域の町土利用の基本方向は、次のとおりとします。 なお、地域類型別の町土利用に当たっては、各地域類型を個別に捉えるだけではなく、 相互の機能分担、交流・連携といった地域類型間のつながりを双方向に考慮することが重要です。

1 都市的地域

都市的地域については、人口減少や少子高齢化の進展等の中で、今後土地利用効率の低下が懸念されますが、町土利用の質的向上という観点から、市街地における環境を安全かつ健全でゆとりあるものとして、社会経済情勢の変化に適切に対応できるようにすることが重要となっています。

このため、都市機能の充実や立地条件を活かした生活利便性、快適性の確保を推進するなど、計画的に良好な市街地等の整備を図るとともに、広域的な交通体系を考慮して、 周辺市町村との相互の機能分担や交流・連携を促進し、効率的な土地利用を図ります。

なお、新たな土地需要がある場合は、既存の低・未利用地の再利用を優先する一方で、 農地等の自然的土地利用からの転換は抑制することを基本とします。

また、防災施設の整備等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市的環境の形成に努めます。

さらに、緑地の効率的な配置等により環境への負荷を少なくするとともに、自然環境 と調和したまちなみ景観の形成や豊かな居住環境を創出するなど、農山村地域や自然維 持地域と連携した、心豊かなゆとりある環境の構築を図ります。

2 農山村地域

農山村地域については、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観を有するなど、住民共有の貴重な財産であるという認識のもと、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備することを基本に、多様な消費者ニーズに対応した農業の展開、農業を活かした新しい産業や地域に適した諸産業の導入により、総合的に就業機会を確保し、活力ある快適で住みよい地域社会を築きます。

このような対応の中で、担い手農家等への農地の利用集積を図るなど、優良農地を確保しながら、その整備と利用の高度化に努めるとともに、地域住民を含む多様な主体の参画により、町土資源の適切な管理を図ります。

また、災害に対する避難場所の整備等により地域の安全性を高めるとともに、農山村における景観、歴史的・文化的風土の保存、市街地との機能分担や交流・連携を促進するなど、都市的地域や自然維持地域と連携した、効率的な土地利用を図ります。

さらに、農地と宅地等が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しながら、 農山村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産 活動と地域住民の生活環境が調和するように、地域の実情に応じた計画的かつ適切な 土地利用を図ります。

3 自然維持地域

自然を維持すべき地域については、野生生物の生息空間の適切な配置など、自然環境を適正に保全します。

また、自然の特性を踏まえつつ、自然体験学習やレクリエーション等の自然とのふれあいの場としての利用を適正な管理のもとに推進します。

第3節 利用区分別の町土利用の基本方向

利用区分別の町土利用の基本方向は、次のとおりとします。

なお、各土地利用区分を個別に捉えるだけでなく、自然と共生する持続可能な町土利用、「坂のまち」としての地形や眺望を活かしつつ、住民の生活の利便性や安全性に配慮した適切な土地利用といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。

1 農地

農地は、本町の基幹産業である農業の基本的な生産基盤であることから、一層の効率的な利用と生産性を向上するための優良農地の確保を図ります。また、町土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培等の環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進のほか、農業体験やグリーンツーリズム等、新たな活用について検討を進めます。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。

中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方も課題です。

市街地における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。

2 森林

森林については、温室効果ガス吸収源対策、生物多様性保全への対応、国内外の木材の需給動向等を踏まえ、町土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者の責任で適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進します。

また、将来にわたり森林の多面的機能を発揮できるよう、森林資源の循環利用や森 林の整備に努めるとともに、都市との自然体験を通じた交流による森林の利活用を図 ります。

農山村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に配慮しつつ、適正な利用を図ります。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図ります。

3 原野等

湿原、草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成している原野等については、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

4 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、農業用用排水施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を通じ、自然環境の保全・再生に配慮した整備を進めるとともに、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間等多様な機能の維持・向上を図ります。

5 道路

一般道路については、周辺市町村との広域的な交通ネットワークの形成、交通拠点及び救急医療機関へのアクセスの強化並びに災害時における代替性のある道路網の確保等を通じて、地域間の交流・連携を促進するとともに、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図りながら、適切な維持管理・更新により持続的な利用に努めます。

また、道路の整備に当たっては、冬期間における道路の安全性、快適性や防災機能の 向上のほか、危険箇所の改善、歩行空間の確保、安全性や災害時への対応、環境、景観 等に配慮した整備を推進するとともに、歩行者や運転者といった道路利用者の目線から、 道路施設を計画的に整備します。

農道及び林道については、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。農道及び林道の整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮します。

6 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、事件・事故等の防止にも配慮した上で、住宅周辺の道路、公園、上下水道等の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境・防犯性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境を形成します。その際、降雪・積雪による冬期間の安全性、快適性を踏まえ、都市の集約化に向けた居住の中心部等への誘導や災害リスクの高い地域での適切な整備制限を行います。

住宅地の整備に際しては、土地利用の高度化、低・未利用地や空き家の有効利用及び 既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必 要な用地を確保し、自然環境の保全に配慮した住宅地開発の誘導等により、定住や交流 の促進を図ります。

7 工業用地

工業用地については、地蔵平工業団地を工業地として位置付け、交通網の整備等利便性の高い工業環境づくりを促進するとともに、環境の保全に配慮した上で、住民所得の向上、就業機会の確保、本町への定住化を図るため、地域産業活性化の動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図るなど、今後の社会経済情勢を見据えた適正な利用を図ります。

また、立地企業に自然環境への負荷の軽減や周辺景観との調和を指導し、自然環境や住環境と共生した工業地形成を図るほか、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。

8 その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集 約化に向けた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地 抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、商業の活性化及び良好な環境の形成に配慮 し、既存商店街の空き店舗対策等による効率的な利用を図るなど、地域と一体となっ た魅力ある環境の形成に努めるとともに、本町の立地条件を活かしながら、経済のソ フト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地を確保します。

また、新たにその他の宅地を整備するに当たっては、農地等の自然環境を含めた周辺 環境との調整を図るとともに、景観の調和に配慮します。

9 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の用地については、住民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮しつつ、各地域への適正な配置と必要な用地の確保を図ります。

また、施設の整備に当たっては、地域の災害リスクに十分配慮しつつ、民間活力を有効に利用するとともに、耐震性の確保と災害時における避難場所としての活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗の再生利用やまちなか立地に配慮します。

10 その他(低・未利用地)

低・未利用地のうち、都市的地域の低・未利用地については、居住用地、事業用地等としての再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

農山村の荒廃農地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、農地中間管理機構・町農業関係課・農業団体・住民等、多様な主体による参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図るとともに、地域の状況に応じて施設用地や農地以外への転換による有効活用を図ります。再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への転換を推進します。

第3章 町土の利用区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

第1節 町土の利用区分ごとの規模の目標

- 計画の目標年次は平成38年(2026)とし、基準年次は平成25年(2013)とします。
- 町土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成 38 年(2026) においてそれぞれ 14,675 人、5,583 世帯と想定します。
- 町土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。
- 町土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の町土の利用の現況と変化 についての各種調査に基づき、将来人口等を前提とし、用地原単位等を考慮して、利 用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものと します。
- 町土の利用に関する基本構想に基づく平成38年(2026)の利用区分ごとの規模の目標は、 図表1のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さなどから、 弾力的に理解されるべき性格のものです。

図表 1 町土の利用区分ごとの規模の目標

	面積(ha) 構成比(%)										
		山 (貝	(IIa)								
		平成 25 年 (2013)	平成 38 年 (2026)	平成 25 年 (2013)	平成 38 年 (2026)						
1	農地	5, 184	5, 094	29. 2	28. 7						
2	森林	9, 278	9, 258	52. 2	52. 1						
3	原 野 等	693	692	3.9	3. 9						
4	水面・河川・水路	297	297	1.7	1.7						
5	道 路	718	718	4.0	4.0						
6	宅 地	664	655	3.7	3. 7						
	(1) 住 宅 地	410	405	2.3	2.3						
	(2) 工 業 用 地	42	40	0.2	0.2						
	(3) その他宅地	212	210	1.2	1.2						
7	そ の 他	948	1, 053	5. 3	5. 9						
	合 計	17, 782	17, 767	100.0	100.0						

資料:農林業センサス、五戸町河川台帳、五戸町道路台帳、全国都道府県市区町村別面積調、 固定資産概要調書

第2節 地域別の概要

- 地域別の概要については、土地、水、自然等の町土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、地域活力の充実を図る観点から必要な基礎条件を整備し、町土の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるように、地域別の町土利用の概要を定めるものです。
- 地域の区分については、本町における自然的、歴史的、社会的、経済的及び文化的条件並びに土地利用の現況を勘案して、次の2区分とします。

図表 2 地域の区分

地域名	地域の範囲
五戸地域	赤川、赤川前、赤坂、愛宕後、愛宕下夕、愛宕丁、油出、荒町、五百久保、石沢境、石仏、石仏上川原、石仏下川原、石仏前、泉窪、市川道十文字、地、路堤、ウル工長根、ウル工長根下、矩川後、兎内下保戸沢、兎内下谷地、蛇堤、ウル工長根、ウル工長根下、蛇川後、蛇川前川原、東川村、追分、応田、大久保、大渡、大渡道ノ下モ、岡谷地、銀治屋窪、鍜冶屋窪上、追鍜と片屋敷、上、東内、上大野道、上、東河、川原町、川原町、東、川原町市西裏、観音堂、延森、巡森北、久藤川、川原町、川原町、川原町下裏、川原町西裏、観音堂、延森、巡森北、久藤川、大坂、大渡町、上海前道、川原町、東、川原町林、海町、大泉、村田町、上大場前道、下モ、上新井田市、西東、横首堂、延森、巡森北、久藤田、川原町、川原町、東、川原町林、海町、大東市、村田、大京、北京町、上大町、川原町、川原町、東、川原町林、海町、大東市、村田、大大大地、大海市、大田、東、川原町林、海町、大東市、大田、大阪、村田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田、大田

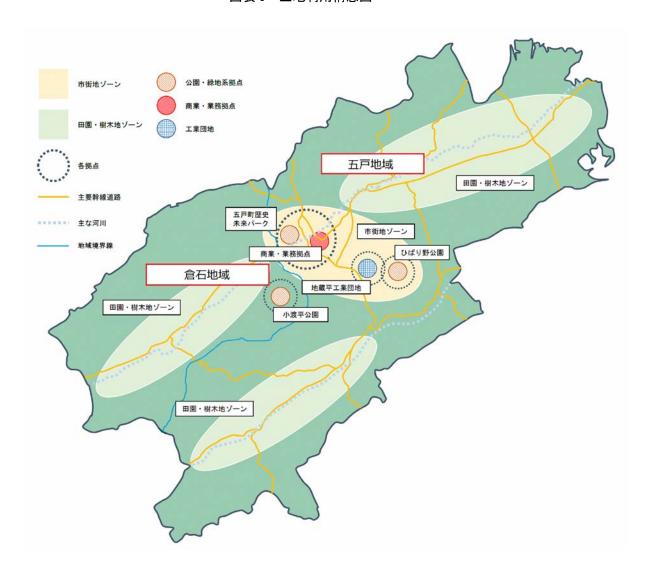
地域名	地域の範囲
	字辻、順礼森、神明川原、堰向、善浪、外ノ沢、高田、立谷地、附柳、堤下、 天狗沢、中川原、長坂、中里谷地、中里山、中平、中筒、中坪、中山、中山前、 鍋沢、沼頭、沼下、沼廻、畑田、鳩岡平、林ノ上、林ノ下、林ノ前、日向山、 二堤、細谷地、前田、前袋、前堀、前谷地、宮沢堀、明神平、弥三郎、弥次郎、 山崎
五戸地域	大字切谷内 荒田ノ下、石ケ沢、後田、内大窪、大久木、大久木沢、大久木沢尻、大沢尻、大畑、大開、大森、大森下川原、大森前川原、蟹沢、上榊窪、上菖蒲川、上平谷地、上蛇沢、元年沢、北田ノ沢、切谷内前谷地、切谷内村、金山川原、小渡、佐野、佐野上平、佐野下川原、佐野根前、佐野前谷地、佐野谷地、淋代、四五市、下榊窪、下平谷地、下蛇沢、菖蒲川後、菖蒲川上谷地、菖蒲川下平、菖蒲川下谷地、菖蒲川前谷地、新助沢、新山尻、外大窪、外ノ沢、高田、高田沖、高田川原、舘ノ谷地、段ノ越、段ノ森、堤頭、堤ノ下、粒ヶ谷地、粒ヶ谷地下谷地、中菖蒲川、中岱谷地、長屋、南田ノ沢、明夫沢、向田、向田沖、山崎川原
	大字豊間内 岩ノ脇、岩ノ脇沢、大久保、大沢、大沢前、大開、上一本松、上川原、上源兵衛、 上長根、上前田、上谷地、狐沢、金蔵塚、久保田、熊戸、熊戸前、五ケ久保、坂 ノ上、志戸岸、下源兵衛、高寺、高寺前、地蔵平、天満、豊間内、鉢森川原、 冷水、麦沢、山崎、横手川原
	大字倉石石沢 雨原平、石沢、石沢後、石沢川原、一ノ坪、槍沢、大沢、大面、大渡沢、風原 平、蟹沢、上雨原平、上芋堀沢、上川原、狐久保、木戸場、駒袋、境、境田、 柴山、四本松、島田、下雨原平、下芋堀沢、下川原、砂地平、清三久保、外山、 大黒前、平山、高岩、地蔵沢、堤沢、寺畑、殿城、鳥沼、鳥沼新田、中道、明 覚、谷地頭、山辺沢
倉石地域	大字倉石中市相間野、赤石、安部沢、犬橋川原、岩沢出口、上平、内川原、浦田、浦田沢、蝦夷舘、大久保沢、大久保平、大中田、大畑平、大水上、鏡田、頭久保、上ミ平、久保田、熊ノ田、栗ノ木、郷ヶ沢、小渡、幸神、幸神道前、境田、清水頭、下モ沢、下モ平、下屋敷、白栗沢、新山平、新田沢、清三久保、高田、高屋敷、田尻、田茂平、丹内沢、団ノ坂、地獄原、津久志森、鉄炮川原、寺後、寺久保、天満、樋向、中市、中市上川原、中市境田、中市下川原、長坂、中平、梨木久保、八盃久保、日向、ブドロク、古舘川原、法量、前川原、前新田、前田、孫左川原、松山、水上、向川原、向平、森ノ下、薬師前、横倉、与八沢
	大字倉石又重 芦名沢渡、穴久保、家ノ上、伊藤谷地、稲荷沢、上エ平、上平道前、上ノ平、浮田、後田内沢、内町、内谷地、漆原、大猪久保、大久保、大須賀山後、太田、大平、柏木田、金佐久保、椛木平、上芦名沢、上雨池、上川口、上川原、上田内沢、上谷地、北下モ平、北向、北向下モ、狐久保、五石橋、古川代、小太郎久保、小間沢、沢内、沢頭、坂ノ上、沢向、三居、三助谷地、下夕沢、下條、下芦名沢、下雨池、下上平、下大丘、下川口、下久保、下モ平、下平、新花山、砂取、清次郎久保、セコザハ、外狐久保、高谷平、滝ノ上、竹丘下夕、舘神平、砂取、清次郎久保、セコザハ、外狐久保、高谷平、滝ノ上、竹丘下夕、舘神平、舘平、立野、舘町、舘向、舘向下平、月谷久保、鶴渡、寺ノ上、天神前、中久木、長久保、中坂、長坂、中崎、長沢、中島、中舘下、長根、長畑、七ムヂリ、鍋カス、西ノ沢、西張平、沼久保、沼沢、野月、畑田、早坂、東ノ沢、日渡、藤株、前田、前平、前田内沢、間木、牧内、牧内沢、松山、松山平、宮台前、森田、森田下夕、森ノ上ミ、森ノ下タ、森ノ下モ、八木橋川原、谷地中、谷地中渡、山田、山ノ下、山部沢、鎗水、鎗水下夕、鎗水下川原、和台

○ 平成38年における町土利用の概要は、次のとおりです。

(1)土地利用構想

本区域は、国道 454 号、国道 4 号が交差する拠点を中心に広がる市街地ゾーンと 五戸川、浅水川沿いに形成された農地及び南北それぞれに広がった丘陵部の樹林地 による田園・樹木地ゾーンによって構成されます。

今後とも、現在の市街地を基本として効率的な市街地の維持・形成を図るととも に、市街地周辺の田園・樹林地ゾーンの保全を図っていくこととします。(図表 3)



図表 3 土地利用構想図

(2) 各地域における土地利用

①【五戸地域】

五戸地域は倉石地域と国道 4 号線を境に分かれ、八戸市・十和田市と隣接し、 県道橋向五戸線沿道地区を中心とする商業、文化、交流地点、その周辺を取り巻 く住宅地及び既存の工業団地と、既存工業等の集約と新規工業機能の集積を図る 五戸川北側の地区の工業地点である市街地ゾーンによって構成されています。

今後は、無秩序な市街化を抑制しつつ、都市機能の整備を図り、コンパクトな 市街地の形成を目指して計画的な都市整備を図ります。

また、五戸川や浅水川に沿って連なる集落地や五戸川を中心に広がっている農地については、良好な生産環境や田園景観等の保全を図るとともに、集落地の環境整備などを進めます。

②【倉石地域】

倉石地域は国道4号線を境に五戸地域と分かれ、新郷村と隣接しています。 今後は、農地と南北に形成されている丘陵地の樹林地について、市街地の無秩 序な拡大の抑制や自然環境を維持するゾーンとして、また重要な景観要素等とし て保全を基本としつつ、住民のレクリエーションの場などに活用を図ります。

③【その他拠点等】

都市としての魅力や利便性を高めていくため、次のような拠点などを配置し、 その機能の充実・強化を進めます。

- 市街地南部に位置するひばり野公園については、運動公園として、周辺の五戸 ドームやスポーツ交流センターなどと一体的な整備を行い、住民レクリエーションの核と位置付けます。また、児童や高齢者などが日常的に利用できる身近なレクリエーション施設として、公園緑地の充実を図ります。
- 商業・業務拠点の北側に隣接する五戸町歴史みらいパークは、図書館と代官所 の復元施設から構成されており、周辺に分布している種々の文化遺産を含めて、 本区域の歴史拠点として、また、生涯学習の場として位置付けます。
- 国指定重要文化財の江渡家住宅、旧圓子家住宅、五戸代官所跡地などに代表される歴史的な建造物や奥州街道(古街道)は、本区域内に残る南部藩時代からの歴史的資源として今後とも保全・活用を図り、まち歩き等、観光資源として活用します。

第4章 前章に掲げる事項を達成するために 必要な措置の概要

町土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。

土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、町は、各種の 規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。

なお、本計画は、公的主体に加え、地域住民や民間企業などの多様な主体の活動・参画と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

1 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに国土利用計画全国計画、県計画、本計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と町土資源の適切な管理を図ります。

その際、土地利用の影響の広域性を踏まえ、関係機関相互間の適切な調整を図ります。

2 町土の保全と安全性の確保

(1) 町土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設等の整備を通じ、より安全な町土利用への誘導を図るとともに、町土保全施設の整備と維持管理を推進します。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、 公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地 域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う 規制区域の指定を促進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザ ードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進します。

さらに、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ(河川管理施設、農業水利施設、水道施設、下水道施設等)の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。

(2) 森林の持つ町土保全と安全性の確保に果たす機能の向上を図るため、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進します。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。

- (3) 中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ 等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供 給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代 替性の確保を図ります。
- (4) 都市における安全性を高めるため、自然災害による甚大な被害が想定される地域における公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化などの対策を進めます。

3 持続可能な町土管理及び町土の有効利用の促進

- (1) 都市の集約化に向け、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を推進します。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行います。生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる集落地域においては、「小さな拠点」の形成を推進するため、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつなぐ取り組みを進めます。
- (2) 食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに町土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、担い手に集中する水路等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入や、不作付地の解消等、有効利用を図るために必要な措置を講ずるとともに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取り組み等を支援します。
- (3) 森林の持つ多面的機能が高度に発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとと もに、持続可能な森林管理のため、新たな木材製品の普及による木材需要の創出、 施業集約化の加速化や地域の状況に応じた路網整備等による木材の安定的かつ 効率的な供給体制の構築並びに再造林、間伐等の森林の適切な整備及び保全等を 通じ、林業の成長産業化を進めます。
- (4) 健全な水循環の維持又は回復のため、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

- (5) 美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文 化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。また、歴史 的風土の保存を図るため開発行為等の規制を行います。
- (6) 市街地における低・未利用地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用を図ります。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなどの利活用を促進します。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進めます。改修や除却については、支援措置を充実させていくことも重要です。
- (7) 道路については、道路空間の有効利用を図るとともに、除排雪体制等の整備、 道路緑化等の推進による、良好な道路環境の形成を図ります。
- (8) 工業用地については、高度情報通信インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図ります。
- (9) 都市への人口移動が進む中で、今後も所有者の所在の把握が難しい土地が増加することが想定され、土地の円滑な利活用に支障をきたすおそれもあるため、その増加の防止や円滑な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討することも重要です。

4 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- (1) 高い価値を有する原生的な自然や、野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、行為規制等により適正な保全を図ります。二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。
- (2) 町土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることも踏まえ、 原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物 に配慮した土地利用を推進します。
- (3) 森・里・川の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。

また、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用 します。これらを含めた生態系ネットワークの形成に関する計画を段階的・有機的 に形づくることにより、町土全体の生態系ネットワークの形成へつなげます。

- (4) 自然環境及び生物多様性に関しては、生態系や種の分布等の変化の状況をより 的確に把握するためのモニタリングや、住民の生命や生活の基盤となる生物多様 性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進します。
- (5) 自然生態系が有する非常時の防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、各地域の特性に応じた計画や事業を通じて、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。
- (6) 優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化を活かしたエコツーリズムの推進に加え、地域の伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進します。
- (7) 野生鳥獣による被害防止のため、侵入防止柵等の整備や鳥獣の保護・管理を行 う人材育成等を推進します。また、侵略的外来種の定着、拡大を防止するための 必要な調査・研究を推進します。
- (8) 地球温暖化等への対策を加速させるため、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図ります。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組むとともに、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の形成などを進めます。
- (9) 住民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、 騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。住宅地周辺においては、工場・ 事業所等からの騒音、悪臭等による住民の生活環境への影響に配慮した計画及び 操業とすることを推進します。特に、閉鎖性水域に流入する流域において、生活 排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減 対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、 健全な水循環の構築を図ります。
- (10) 循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、 再生利用(リサイクル)を一層進める等、持続可能な資源利用を推進します。また、 廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止のため、監視指導の強化や関係団体、地域 住民等との協力体制の整備を図り、適切かつ迅速な原状回復に努めます。

5 土地利用転換の適正化

- (1) 土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分 留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状 況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。また、転 換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに 計画の見直し等の適切な措置を講じます。特に、人口減少下にも関わらず自然的 土地利用等から都市的土地利用への転換が続いている一方、都市の低・未利用地 や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用を通じて、自然的 土地利用等からの転換を抑制します。
- (2) 農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制し、優良農用地が確保されるよう十分考慮します。
- (3) 森林の利用転換を行う場合には、森林の保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、町土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、 林産物の供給等、森林の有する多面的機能の低下を防止することを十分考慮して、 周辺の土地利用との調整を図ります。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。

- (4) 大規模な土地利用の転換については、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、町土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、本町の基本構想など、地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。
- (5) 農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域 又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保するこ となどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。また、土地利用 規制の観点からみて無秩序な施設立地等の問題が生じている地域において、土地 利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じ た総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

6 町土に関する調査の推進

町土に関する様々な情報を今後のまちづくりや土地利用に活かすために、町土に関する基礎的な調査を推進し、その総合的な利用を図ります。

また、住民に対する町土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

7 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、町土利用を取り巻く状況や現 況等の変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を 達するよう効果的な施策を講じます。

8 多様な主体による町土管理の推進

町土の適切な管理に向けては、所有者等による適切な管理のほか、行政、地域住民、企業、NPO など多様な主体が、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動等に参画するほか、様々な方法により町土の適切な管理に参画する取り組みを推進します。

資	料	編

資 料 編

1 土地利用区分の定義

利 用 区 分	定義	備考
1 農 地	農地法第2条第1項に定める農地。	
2 森 林	木竹が生育している土地又は木竹の集団的な生育に供 される土地(森林法第2条)で、国有林と民有林の合計。 林道面積は含まない。	
(1) 国 有 林	林野庁所管国有林、官行造林地、その他省庁所管国有林 の合計。	
①林 野 庁 所管国有林	国有林野の管理経営に関する法律第2条に定める国有林 野から採草放牧地を除いたもの。	
②官行造林地	旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締 結しているもの。	
③その他省庁 所管国有林	林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定 める森林。	
(2) 民 有 林	森林法第2条第1項に定める森林であって同条第3項に 定めるもの。	
3 原 野 等 等	「森林以外の草生地」から国有林に係る部分を除いた面積。	
4 水面·河川·水路	水面、河川及び水路の合計。	
(1) 水 面	湖沼(人造湖及び天然湖沼)並びにため池の満水時の水面。	
(2) 河 川	河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二 級河川及び同法第100条による準用河川の同法第6条に 定める河川区域。	
(3) 水 路	農業用用排水路。	
5 道 路	一般道路、農道及び林道の合計。車道部(車道、中央帯、 路肩)、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	
(1) 一般道路	道路法第2条第1項に定める道路。	
(2) 農 道	「市町村農道台帳」の農道延長に一定幅員を乗じた圃場 外農道。	
(3) 林 道	国有林林道及び民有林林道。	
6 宅 地	建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必 要な土地。	
(1) 住 宅 地	「固定資産の価格等の概要調書」の住宅用地	
(2) 工 業 用 地	「固定資産の価格等の概要調書」の工業用地	
(3) その他宅地	(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。	
7 そ の 他	市町村土面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水 面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差 し引いたもの。	

2 人口等の推移と目標年次における想定値

(単位:人・世帯)

		昭和 40 年 (1965)	45 年 (1970)	50 年 (1975)	55 年 (1980)	60 年 (1985)	平成 2年 (1990)	7年 (1995)
絲	&人口(人)	25, 063	24, 061	23, 607	23, 720	23, 638	22, 525	21, 666
	15 歳未満人口(人)	8,600	6, 997	6, 219	5, 542	5, 066	4, 257	3, 539
	15~64 歳人口(人)	14, 904	15, 240	15, 264	15, 630	15, 525	14, 659	13, 810
	65 歳以上人口(人)	1, 559	1,824	2, 124	2, 548	3, 047	3, 609	4, 317
-	-般世帯数(世帯)	5, 141	5, 384	5, 649	5, 861	5, 943	5, 953	6, 100
7	□均世帯人員(人)	4. 9	4.5	4. 2	4. 0	4. 0	3.8	3. 6

		平成 12 年 (2000)	17 年 (2005)	22 年 (2010)	27 年 (2015)	(基準年) 25 年 (2013)	(中間年) 32 年 (2020)	目標年次 38 年 (2026)
総	(人)	21, 318	20, 138	18, 712	17, 433	17, 944	16, 101	14, 540
	15 歳未満人口(人)	3, 123	2, 493	1, 994	1, 689	1,811	1, 289	1, 044
	15~64 歳人口(人)	13, 083	12, 085	11, 023	9, 541	10, 135	8, 380	7, 083
	65 歳以上人口(人)	5, 112	5, 560	5, 695	6, 191	5, 998	6, 432	6, 413
_	-般世帯数(世帯)	6, 260	6, 338	6, 165	6, 110	6, 132	5, 920	5, 593
4	均世帯人員(人)	3. 4	3. 2	3. 0	2. 9	2. 9	2. 7	2. 6

資料: 国勢調査(平成25年(2013)は按分値、平成32・38年の値は国立社会保障・人口問題研究所による推計値をもとに作成)

(単位: ha·%)

				T全域			
7	利用区	分	基準年次(平成	25 年(2013))	目標年次(平成38年(2026))		
			面積	構成比	面積	構成比	
1	農	地	5, 184	29. 2	5, 094	28. 7	
2	森	林	9, 278	52. 2	9, 258	52. 1	
3	原 野	等	693	3. 9	692	3.9	
4	水面·河川	·水路	297	1. 7	297	1.7	
5	道	路	718	4. 0	718	4. 0	
6	宅	地	664	3. 7	655	3. 7	
	(1) 住 宅	地	410	2. 3	405	2.3	
	(2) 工業	用地	42	0. 2	40	0. 2	
	(3) その他	宅地	212	1. 2	210	1. 2	
7	そ の	他	948	5. 3	1, 053	5. 9	
	合	計	17, 782	100.0	17, 767	100.0	

資料:農林業センサス、五戸町河川台帳、五戸町道路台帳、全国都道府県市区町村別面積調、 固定資産概要調書

3 地域別町土利用の推移

(単位:ha·%)

		五戸地域							
利 用 区 分	基準年次(平成	25 年(2013))	目標年次(平成	38年(2026))					
	面積	構成比	面積	構成比					
1 農 地	3, 561	29. 2	3, 483	28. 5					
2 森 林	6, 373	52. 2	6, 359	52. 1					
3 原 野 等	476	3. 9	476	3. 9					
4 水面·河川·水路	204	1. 7	204	1.7					
5 道 路	493	4. 0	493	4.0					
6 宅 地	457	3. 7	457	3. 7					
(1) 住 宅 地	282	2. 3	280	2.3					
(2) 工 業 用 地	34	0. 3	32	0.3					
(3) その他宅地	146	1. 2	145	1.2					
7 そ の 他	650	5. 3	732	6. 0					
合 計	12, 214	100.0	12, 204	100.0					

(単位:ha·%)

			倉石	地域		
利	用 区 分	基準年次(平成	25 年(2013))	目標年次(平成	38年(2026))	
		面積	構成比	面積	構成比	
1 農	地	1,623	29. 1	1, 611	29. 0	
2 森	林	2, 905	52. 2	2, 899	52. 1	
3 原	野 等	217	3. 9	216	3.9	
4 水面	面·河川·水路	93	1.7	93	1.7	
5 道	路	225	4. 0	225	4. 0	
6 宅	地	207	3. 7	198	3.6	
(1)	住 宅 地	128	2. 3	125	2. 2	
(2)	工業用地	8	0. 1	8	0. 1	
(3)	その他宅地	66	1. 2	65	1.2	
7 そ	の 他	298	5. 4	321	5.8	
合	計	5, 568	100.0	5, 563	100.0	

資料:農林業センサス、五戸町河川台帳、五戸町道路台帳、全国都道府県市区町村別面積調、 固定資産概要調書

4 国土利用計画(県計画)と市町村における土地利用の対比

(単位:ha·%)

		青森	果	南部地	也域	五戸	町
	利用区分	平成 25 年	(2013)	平成 25 年	(2013)	平成 25 年 (2013)	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
1	農地	156, 000	16. 2	68, 700	20. 2	5, 184	29. 2
2	森林	634, 800	65.8	191, 300	56. 2	9, 278	52.2
3	原 野 等	11, 700	1.2	7,600	2. 2	693	3.9
4	水面·河川·水路	34, 800	3.6	17, 700	5. 2	297	1.7
5	道路	29, 100	3.0	12, 100	3.6	718	4.0
6	宅 地	33, 400	3.5	15, 100	4. 4	664	3.7
	(1) 住 宅 地	20,000	2.1	8, 400	2.5	410	2.3
	(2) 工 業 用 地	2, 100	0.2	1, 700	0.5	42	0.2
	(3) その他宅地	11, 300	1.2	5, 100	1.5	212	1.2
7	そ の 他	64, 800	6. 7	27,600	8. 1	948	5. 3
	合 計	964, 500	100. 0	340, 200	100.0	17, 782	100.0

		青系	県	南部均	也域	五戸	町
	利用区分	平成 38 年	(2026)	平成 38 年	(2026)	平成 38 年(2026)	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
1	農地	152, 900	15.9	67, 400	19.8	5, 094	28. 7
2	森林	634, 800	65.8	191, 300	56. 2	9, 258	52. 1
3	原 野 等	11, 700	1.2	7,600	2. 2	692	3. 9
4	水面·河川·水路	35, 200	3.6	17, 700	5. 2	297	1.7
5	道路	30, 900	3.2	13, 500	4. 0	718	4.0
6	宅 地	31, 900	3.3	14,600	4. 3	655	3. 7
	(1) 住 宅 地	18, 500	1.9	7, 700	2.3	405	2.3
	(2) 工 業 用 地	2, 100	0.2	1,700	0.5	40	0.2
	(3) その他宅地	11, 300	1.2	5, 100	1. 5	210	1.2
7	そ の 他	67, 100	7.0	28, 100	8.3	1,053	5. 9
	숨 計	964, 500	100.0	340, 200	100.0	17, 767	100.0

資料: 農林業センサス、五戸町河川台帳、五戸町道路台帳、全国都道府県市区町村別面積調、 固定資産概要調書

5 利用区分ごとの町土地利用の推移

(単位:ha)

	利	用	区	分	平成 16 年 (2004)	17 年 (2005)	18 年 (2006)	19 年 (2007)	20 年 (2008)	21 年 (2009)	22 年 (2010)
1	農			地	5, 205	5, 237	5, 230	5, 222	5, 221	5, 214	5, 212
	(1)	田			2, 248	2, 269	2, 266	2, 263	2, 267	2, 262	2, 257
	(2)	畑			2, 957	2, 968	2, 964	2, 959	2, 954	2, 952	2, 955
2	森			林	9, 349	9, 345	9, 345	9, 345	9, 345	9, 345	9, 278
	(1)	玉	有	林	0	0	0	0	0	0	0
	(2)	民	有	林	9, 349	9, 345	9, 345	9, 345	9, 345	9, 345	9, 278
3	原		野	等	764	742	743	743	736	752	693
4	水	面・氵	可川・	水路	297	297	297	297	297	297	297
	(1)	水		面	4	4	4	4	4	4	4
	(2)	河		Ш	100	100	100	100	100	100	100
	(3)	水		路	193	193	193	193	193	193	193
5	道			路	718	718	718	718	718	718	718
	(1)	一般	道路		400	400	400	400	400	400	400
	(2)	農道	ĺ		309	309	309	309	309	309	309
		林谊	Í		9	9	9	9	9	9	9
6	宅			地	617	616	649	653	656	658	664
	(1)	住	宅	地	400	399	402	403	405	405	407
	(2)	エ	業用	〕地	20	20	40	41	42	42	42
	(3)	そσ.)他宅	地	197	197	207	209	209	211	215
7	そ		の	他	832	827	800	804	809	798	920
	合			計	17, 782	17, 782	17, 782	17, 782	17, 782	17, 782	17, 782

	利	用	区	分	23 年 (2011)	2 4 年 (2012)	25 年 (2013)	26 年 (2014)	基準年次 (25 年) (2013)	中間年次 (32 年) (2020)	目標年次 (38 年) (2026)
1	農			地	5, 202	5, 187	5, 184	5, 175	5, 184	5, 135	5, 094
	(1)	田			2, 253	2, 243	2, 240	2, 235	2, 240	2, 209	2, 192
	(2)	畑			2, 949	2, 944	2, 944	2, 940	2, 944	2, 926	2,902
2	森			林	9, 278	9, 278	9, 278	9, 278	9, 278	9, 269	9, 258
	(1)	玉	有	林	0	0	0	0	0	0	0
	(2)	民	有	林	9, 278	9, 278	9, 278	9, 278	9, 278	9, 269	9, 258
3	原	!	野	等	692	692	693	692	693	692	692
4	水面	面・涼	可川•	水路	297	297	297	297	297	297	297
	(1)	水		面	4	4	4	4	4	4	4
	(2)	河		Ш	100	100	100	100	100	100	100
	(3)	水		路	193	193	193	193	193	193	193
5	道			路	718	718	718	718	718	718	718
	(1)		道路		400	400	400	400	400	400	400
	(2)	農道			309	309	309	309	309	309	309
	(3)	林道			9	9	9	9	9	9	9
6	宅			地	664	663	664	665	664	659	655
	(1)	住	宅	地	407	409	410	411	410	408	405
	(2)	エ	業用	地	42	42	42	40	42	40	40
	(3)	その	他宅	地	215	212	212	214	212	211	210
7	そ	(の	他	931	947	948	942	948	997	1053
	合			計	17, 782	17, 782	17, 782	17, 767	17, 782	17, 767	17, 767

資料:農林業センサス、五戸町河川台帳、五戸町道路台帳、全国都道府県市区町村別面積調、 固定資産概要調書

6 農地面積と関係指標の推移と目標

(単位: ha • a)

区分	農地面積	人口	農業就業 人口	人口1人当たり 農 地 面 積	農業就業人口 1人当たり 農業用地面積
	ha	人	人	a/人	a/人
平成 16 年(2004)	5, 205	20, 374	4,847	25. 5	107. 4
平成 17 年(2005)	5, 237	20, 138	3, 123	26.0	167. 7
平成 18 年 (2006)	5, 230	19, 853	3,011	26. 3	173. 7
平成 19 年(2007)	5, 222	19, 568	2, 899	26. 7	180. 1
平成 20 年 (2008)	5, 221	19, 283	2, 787	27. 1	187. 3
平成 21 年(2009)	5, 214	18, 998	2,675	27.4	194. 9
平成 22 年 (2010)	5, 212	18,712	2, 562	27.9	203. 4
平成 23 年 (2011)	5, 202	18, 456	2, 454	28. 2	212.0
平成 24 年 (2012)	5, 187	18, 200	2, 346	28. 5	221. 1
平成 25 年 (2013)	5, 184	17, 944	2, 238	28.9	231.6
平成 26 年(2014)	5, 175	17, 688	2, 130	29. 3	243. 0
基準年次 (2013)	5, 184	17, 944	2, 238	28.9	231.6
中間年次(2020)	5, 135	16, 101	1, 698	31.9	303. 3
目標年次(2026)	5, 094	14, 540	1, 358	35. 0	376. 2

資料:農林業センサス、固定資産概要調書、国勢調査(平成17年(2005)・22年(2010)以外は按分値)

7 森林面積と関係指標の推移と目標

(単位:ha • a)

区分	森林面積	人口	町土面積	人口1人当たり 森林面積	町土面積に 占める森林 面積の割合
	ha	人	ha	a/人	%
平成 16 年 (2004)	9, 349	20, 374	17, 782	45. 9	52. 6
平成 17 年 (2005)	9, 345	20, 138	17, 782	46. 4	52.6
平成 18 年 (2006)	9, 345	19, 853	17, 782	47. 1	52.6
平成 19 年 (2007)	9, 345	19, 568	17, 782	47.8	52.6
平成 20 年 (2008)	9, 345	19, 283	17, 782	48.5	52.6
平成 21 年(2009)	9, 345	18, 998	17, 782	49. 2	52.6
平成 22 年 (2010)	9, 278	18, 712	17, 782	49.6	52.2
平成 23 年 (2011)	9, 278	18, 456	17, 782	50.3	52.2
平成 24 年 (2012)	9, 278	18, 200	17, 782	51.0	52.2
平成 25 年 (2013)	9, 278	17, 944	17, 782	51.7	52.2
平成 26 年(2014)	9, 278	17, 688	17, 767	52. 5	52. 2
基準年次 (2013)	9, 278	17, 944	17, 782	51.7	52. 2
中間年次(2020)	9, 269	16, 101	17, 767	57.6	52. 2
目標年次(2026)	9, 258	14, 540	17, 767	63. 7	52. 1

資料:農林業センサス、固定資産概要調書、国勢調査(平成17年(2005)・22年(2010)以外は按分値)

8 水面・河川・水路面積と関係指標の推移と目標

(単位: ha • a)

区分	水面・河川・ 水路面積	ДΠ	町土面積	人口1人当たり 水面・河川・ 水路面積	町土面積に 占める水面・ 河川・水路 面積の割合
	ha	人	ha	a/人	%
平成 16 年 (2004)	297	20, 374	17, 782	1. 5	1.7
平成 17 年 (2005)	297	20, 138	17, 782	1. 5	1.7
平成 18 年 (2006)	297	19,853	17, 782	1. 5	1. 7
平成 19 年 (2007)	297	19, 568	17, 782	1. 5	1. 7
平成 20 年 (2008)	297	19, 283	17, 782	1.5	1.7
平成 21 年 (2009)	297	18, 998	17, 782	1.6	1.7
平成 22 年 (2010)	297	18,712	17, 782	1.6	1. 7
平成 23 年 (2011)	297	18, 456	17, 782	1. 6	1. 7
平成 24 年 (2012)	297	18, 200	17, 782	1.6	1.7
平成 25 年 (2013)	297	17, 944	17, 782	1. 7	1. 7
平成 26 年 (2014)	297	17, 688	17, 767	1.7	1.7
基準年次 (2013)	297	17, 944	17, 782	1.7	1.7
中間年次(2020)	297	16, 101	17, 767	1.8	1.7
目標年次(2026)	297	14, 540	17, 767	2.0	1.7

資料:五戸町河川台帳、固定資産概要調書、国勢調査(平成17年(2005)・22年(2010)以外は按分値)

9 道路面積と関係指標の推移と目標

(単位:ha・a)

区分	道路面積	人口	町土面積	人口1人当たり 道路面積	町土面積に 占める道路 面積の割合
	ha	人	ha	a/人	%
平成 16 年 (2004)	718	20, 374	17, 782	3. 5	4.0
平成 17 年 (2005)	718	20, 138	17, 782	3. 6	4.0
平成 18 年 (2006)	718	19,853	17, 782	3. 6	4.0
平成 19 年 (2007)	718	19, 568	17, 782	3. 7	4.0
平成 20 年 (2008)	718	19, 283	17, 782	3. 7	4.0
平成 21 年 (2009)	718	18, 998	17, 782	3.8	4.0
平成 22 年 (2010)	718	18,712	17, 782	3.8	4.0
平成 23 年 (2011)	718	18, 456	17, 782	3. 9	4.0
平成 24 年 (2012)	718	18, 200	17, 782	3. 9	4.0
平成 25 年 (2013)	718	17, 944	17, 782	4.0	4.0
平成 26 年 (2014)	718	17, 688	17, 767	4. 1	4.0
基準年次 (2013)	718	17, 944	17, 782	4.0	4.0
中間年次(2020)	718	16, 101	17, 767	4.5	4.0
目標年次(2026)	718	14, 540	17, 767	4.9	4.0

資料:五戸町道路台帳、固定資産概要調書、国勢調査(平成17年(2005)・22年(2010)以外は按分値)

10 住宅地面積と関係指標の推移と目標

(単位:ha・m²)

区分	住宅地面積	人口	一般世帯数	人口1人当たり 住宅地面積	1 世帯当たり 住宅地面積
	ha	人	世帯	m²/人	m²/世帯
平成 16 年 (2004)	400	20, 374	6, 324	196. 3	632. 5
平成 17 年 (2005)	399	20, 138	6, 338	198. 1	629. 5
平成 18 年 (2006)	402	19, 853	6, 303	202. 5	637.8
平成 19 年 (2007)	403	19, 568	6, 268	205. 9	642. 9
平成 20 年 (2008)	405	19, 283	6, 233	210.0	649.8
平成 21 年 (2009)	405	18, 998	6, 198	213. 2	653. 4
平成 22 年 (2010)	407	18, 712	6, 165	217. 5	660. 2
平成 23 年 (2011)	407	18, 456	6, 154	220. 5	661. 4
平成 24 年 (2012)	409	18, 200	6, 143	224. 7	665.8
平成 25 年 (2013)	410	17, 944	6, 132	228. 5	668. 6
平成 26 年(2014)	411	17, 688	6, 121	232. 4	671.5
基準年次 (2013)	410	17, 944	6, 132	228. 5	668. 6
中間年次(2020)	408	16, 101	5, 920	253. 4	689. 2
目標年次(2026)	405	14, 540	5, 593	278. 5	724. 1

資料: 五戸町道路台帳、国勢調査(平成17年(2005)・22年(2010)以外は按分値)

11 工業用地面積と関係指標の推移と目標

(単位:ha・m²)

区分	工業用地面積	従業者数	従業者 1 人当たり エ 業 用 地 面 積
	ha	人	m²/人
平成 16 年 (2004)	20	1, 474	135. 7
平成 17 年 (2005)	20	1, 427	140. 2
平成 18 年 (2006)	40	1, 440	277.8
平成 19 年 (2007)	41	1, 410	290.8
平成 20 年 (2008)	42	1, 311	320. 4
平成 21 年 (2009)	42	1, 275	329. 4
平成 22 年 (2010)	42	1, 268	331. 2
平成 23 年 (2011)	42	1, 312	320. 1
平成 24 年 (2012)	42	1, 244	337. 6
平成 25 年 (2013)	42	1, 177	356.8
平成 26 年 (2014)	40	1, 193	335. 3
基準年次 (2013)	42	1, 177	356. 8
中間年次(2020)	40	1, 086	368. 3
目標年次(2026)	40	1,010	396. 0

資料:固定資産概要調書、工業統計調査

12 その他の宅地面積と関係指標の推移と目標

(単位:ha • m²)

区分	その他の宅地面積	Д П	人口 1 人当たり その他の宅地面積
	ha	人	m²/人
平成 16 年 (2004)	197	20, 374	96. 7
平成 17 年(2005)	197	20, 138	97.8
平成 18 年 (2006)	207	19, 853	104. 3
平成 19 年 (2007)	209	19, 568	106.8
平成 20 年 (2008)	209	19, 283	108. 4
平成 21 年 (2009)	211	18, 998	111. 1
平成 22 年 (2010)	215	18, 712	114. 9
平成 23 年 (2011)	215	18, 456	116. 5
平成 24 年 (2012)	212	18, 200	116. 5
平成 25 年 (2013)	212	17, 944	118. 1
平成 26 年(2014)	214	17, 688	121. 0
基準年次 (2013)	212	17, 944	118. 1
中間年次(2020)	211	16, 101	131. 0
目標年次(2026)	210	14, 540	144. 4

資料:固定資産概要調書、国勢調査(平成17年(2005)・22年(2010)以外は按分値)

13 町土面積と関係指標の推移と目標

(単位: ha • a)

区分	町土面積 a	人口	人口1 人当たり 町 土 面 積
	ha	人	a/人
平成 16 年 (2004)	17, 782	20, 374	87. 3
平成 17 年(2005)	17, 782	20, 138	88. 3
平成 18 年 (2006)	17, 782	19, 853	89. 6
平成 19 年 (2007)	17, 782	19, 568	90. 9
平成 20 年 (2008)	17, 782	19, 283	92. 2
平成 21 年 (2009)	17, 782	18, 998	93. 6
平成 22 年 (2010)	17, 782	18, 712	95. 0
平成 23 年 (2011)	17, 782	18, 456	96. 3
平成 24 年 (2012)	17, 782	18, 200	97. 7
平成 25 年 (2013)	17, 782	17, 944	99. 1
平成 26 年(2014)	17, 767	17, 688	100.4
基準年次 (2013)	17, 782	17, 944	99. 1
中間年次(2020)	17, 767	16, 101	110.3
目標年次 (2026)	17, 767	14, 540	122. 2

資料:全国都道府県市区町村別面積調、国勢調査(平成17年(2005)・22年(2010)以外は按分値)

14 利用区分「その他」の内訳

(単位:ha)

		T		(単位:IIa)
年次 区分		平成 25 年(2013)	平成 38 年	備考
1	文京施設用地	37. 5	29. 5	
	学校教育施設用地	32. 4	21.0	
	社会教育施設用地	4. 3	6. 0	
	体育施設用地	2. 5	2. 5	
2	公園・緑地等	47. 9	47. 9	
	都市公園	15. 7	15. 7	
	その他の公園等	32. 2	32. 2	
4	環境衛生施設用地	5. 9	5. 9	
	上下水道施設用地	2. 5	2. 5	
	共同墓地及び火葬場	3. 4	3. 4	
6	社会福祉施設用地	2. 6	2. 6	
	児童福祉施設用地	2. 2	2. 2	
	老人福祉施設用地	0.4	0. 4	
7	官公署用地等	4. 8	4. 8	
	小 計	194. 3	176. 6	
8	その他	1, 079. 7	1, 150. 4	
	合 計	1, 274	1, 327	

資料:五戸町財産台帳

一 第 三 次 一五 戸 町 国 土 利 用 計 画

発行者 五戸町役場

編 集 企画振興課

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古舘 21-1

電 話: 0178-62-2111(代表)

F A X: 0178-62-6317

町ホームへ゜ーシ゛: http://www.town.gonohe.aomori.jp